

家屋を新・増築、取壊したとき や土地利用形態を変更したとき はご連絡を

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のようなときはご連絡ください。

新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊された方は、翌年度から取壊した家屋について固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によっては翌々年度から変更となる場合があります)。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

土地の利用形態を変更したとき

土地の全部または一部の用途を

変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は土地の税額が変わることもありますので、税務課資産税班へご連絡ください。

税務課資産税班

☎(84) 1212

急病やけがなどの緊急時に 「緊急通報装置」の貸与サービス があります

町では緊急通報装置の貸与を行っています。

このサービスは急病やけがなどの緊急時において緊急ボタンを押すことにより、24時間対応の専門業者へ通報し、専門業者が通報者に代わり、消防署等へ連絡してくれます。また、健康相談や定期的な安否確認を行っています。

対象者

- ① 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者(一、二級)のみで構成される世帯

※①②とも、前年度所得税が非課税者のみで構成される世帯

※申請には協力員の署名・押印が必要です。

利用料 無料

申請 福祉課社会福祉班

☎(84) 1257

7月は

「社会を明るくする運動」強調月間です

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、犯罪や非行をした人の立ち直りについてみんなで考え、犯罪や非行が起きない社会をつくろうという全国的な運動です。みなさんのチカラで社会を明るくしましょう。

福祉課社会福祉班

☎(84) 1257

明るい選挙啓発作品を募集します

募集作品

▼ポスター

内容 明るい選挙を呼びかけるもの

画材

描画材料は自由

大きさ

画用紙の四ツ切、八ツ切もしくはそれに準じる大きさ

▼標語

内容

きれいな選挙の推進または棄権防止の呼び掛けを表すもの(一人2点まで)

字数

20字以内

対象

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

申込期限

9月7日(水)

申請 選挙管理委員会

☎(84) 1211

町ホームページバナー広告募集

- 掲載期間 令和5年3月31日まで
※1か月単位で最長12か月まで掲載可能
- 広告規格 【大きさ】縦60ピクセル×横120ピクセル
【容量】4キロバイト以内
【形式】GIFまたはJPEG形式(※動画不可)
- 掲載料 《1枠あたり月額》
・町内事業者 6,000円 ・町外事業者 10,000円
- 申込方法 バナー広告掲載申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて総務課へお申込ください。申込書は町公式ホームページからダウンロードできます。

申込期限 随時

申請 総務課秘書広報班 ☎84-1211